

# 令和5年度（上期）伊達なバス旅印刷物製作業務仕様書

## 1 業務の名称

令和5年度（上期）伊達なバス旅印刷物製作業務

## 2 履行期間

契約締結の日から令和5年3月3日（金）まで

## 3 業務の目的

令和5年4月から実施する日帰りバスツアー「伊達なバス旅」を宣伝・広報するためのパンフレット及びポスターを製作し発送するものである。

## 4 業務の範囲

(1) 印刷物製作に係る全ての業務（原稿作成，レイアウト，写真収集，デザイン，イラスト，マップ作成など）及び契約締結後に発注者が指示する納入場所（県内105ヶ所程度，県外5ヶ所程度）への発送業務を委託する。

製作にあたっては，別表1及び別表2によるものとする。なお，受注者の責任において初校を製作し，発注者から3回程度の変更指示及び校正紙の提出を求めること。デザインは複数案提出するものとする。

(2) 掲載項目は，発注者が指示するものとし，バスツアー内容及び掲載画像の一部は発注者が支給するものとする。

別表1 パンフレット

大きさ	A4判（製本・中綴じ）
ページ数	28ページ
色彩	カラー刷
写真点数	150点程度
紙質	コート紙
紙の厚さ	連量43.5kg程度以上
印刷部数	25,000部
納入場所	仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会事務局（宮城県経済商工観光部観光プロモーション推進室内）ほか，発注者が指示する納入場所
内容	○60商品程度のバスツアーの紹介 ○バスツアーの概要，商品一覧，申込方法，注意事項，購入者に向けた感染症対策の呼びかけ等を掲載

別表2 ポスター

大 き さ	B 2
色 彩	カラー刷
紙 質	コート紙
紙の厚さ	連量135kg程度以上
印刷枚数	250枚
納入場所	仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会事務局（宮城県経済商工観光部観光プロモーション推進室内）ほか，発注者が指示する納入場所
内 容	別表1パンフレットで作成したデザインと統一感のある内容とすること。

## 5 事業報告

事業終了後には速やかに次の提出物を作成し，提出すること。

### (1) 提出物

下記提出物の電子媒体については，1枚のCD-ROM又はDVD-ROM（以下「電子媒体」という。）に集約して格納しても構わない。

イ 4に定める製作物 別表1及び別表2に定める部（枚）数及び電子媒体1枚

※電子媒体については，ホームページ掲載用の印刷物データを納めたものとする。

ロ 業務完了報告書（指定様式） 紙媒体1部及び電子媒体1枚

ハ 実績報告書（指定様式） 紙媒体1部及び電子媒体1枚

### (2) 提出期限

令和5年3月3日まで

### (3) その他

提出物の発送日等については，発注者と協議のうえ，決定すること。

## 6 契約に関する条件等

### (1) 目的物（成果品）の利用

本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するほか，発注者は，本業務の成果品を，自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また，関係機関への提供など，二次的な利用も可能なように対応すること。

なお，受注者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は，成果品に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を，成果品の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また，発注者の事前の承認がない限り，発注者及び第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

### (2) 機密の保持

受注者は，本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い，契約の目的以外に利用し，又は第三者に提供してはならない。

また，本業務に関して知り得た情報の漏えい，滅失及び毀損の防止，その他適正な管理のために

必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

## 7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。
- (2) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、事業完了後は速やかに業務完了報告書を作成・提出すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定することとする。

なお、仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要なと思われるものについては本業務に含まれるものとする。